

## スポットワーカーを

## 雇用してみませんか？

介護事業者の  
皆さまへ人手不足の解消に！  
柔軟な人材確保を  
支援します！

スポットワークサービス利用料を補助することで、スポットワーク活用の普及と定着を図り

介護職員の負担軽減を目指します。

## 対象者

市内介護  
サービス事業者

## 対象期間

令和8年度に  
利用及び支払い  
したもの

## 対象経費

スポットワークに  
サービスに係る  
利用料

## 補助額

1/3

補助対象経費の  
1/3

## 限度額

最大

5万円

/事業者(施設)

## 申請方法

- ①〈スポットワークサービス利用開始時〉  
様式第1号の申請者欄を記載し提出
- ②〈補助対象経費が15万円に達した時点または令和9年3月31日まで〉  
以下の必要書類を提出

## 必要書類

- (1) 交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 補助対象経費明細書(様式第2号)
- (3) 利用料を支払ったことが証明できる書類(請求書の写し)
- (4) 利用料の内訳が確認できる書類(領収書又は、支払い画面等の写し)



## 活用例

- スポットワーカーを3人  
(時給1,000円、5時間勤務)、10日間  
雇用した場合、手数料が4.5万円  
(賃金の30%の場合)発生します。
- 本制度を活用すると、  
手数料の1/3に相当する1.5万円の  
補助があります。

ホームページは  
こちらから

射水市 介護スポットワーク活用支援事業

<https://www.city.imizu.toyama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=32815>